

# 更別村農業委員会議事録

令和5年 第9回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和5年 9月26日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

## 1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和5年 9月26日 (13時30分開会、14時25分閉会)

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 (出席12名、欠席 0名、遅参 0名)

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	磯 忠 義

(4) 議事録署名委員

5番 井上委員                      6番 藤澤委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局    事務局長 川上 祐明                      農地係長 前田 貴広  
村産業課                      産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について
- 報告第4号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 報告第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)
- 報告第6号 農用地の利用関係の調整について (結果報告)
- 議案第1号 現況証明願について

- 議案第2号 職権による地目変更登記の通知について  
議案第3号 更別村農業振興地域整備計画の変更について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について  
議案第7号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について  
議案第8号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

- ① 農地パトロール結果の確認について  
② 令和5年第10回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から令和5年第9回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。言葉は悪いですが、くそ忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日ですが、報告事項6件、議案8件となっております。慎重審議のほどお願い申し上げまして開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは今回の議事録署名委員を決定させていただきます。順番で5番6番ですので、井上委員と藤澤委員、それぞれよろしくお願い致します。

## 5. 議件の審議状況

### (1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入っていきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。8月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりで、農業者年金の登録の住所と現在の住所が違っていたため、変更したものです。

続いて給付関係です。内容は議案のとおりで、農地の処分を令和3年5月に行っておりましたが、今回農業者年金の手続きを行ったものです。

【議長】 ただ今それぞれ説明がありましたが、ご質問等あればお願いいたします。  
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

### (2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。8月定例総会議案調製以降、2件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

1件目です。内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

2件目です。内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

なお、この法人については、昨年12月に代表取締役が交代し、併せて事業年度を7月から6月までとなっていたものを、1月から12月までという事業期間に変更しております。

【議長】 ただ今報告があった訳であります、何かご質問等があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

【議長】 それでは次、報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について説明致します。  
農地法第5条の規定により許可した農地転用につきまして、工事進捗状況報告書が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料1頁になりますが、工事進捗状況報告書の写を付けております。「7. 工事進捗状況」に報告時点の進捗状況が記載されております。2頁は配置図になります。

現地確認につきましては担当委員をお願いしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた田中委員の方より報告お願い致します。

【田中委員】 9月22日に現地確認しました。現在は基礎工事が完了していることを確認いたしました。

【議長】 ただ今担当委員の方から報告がありましたが、これを含めて何かご質問があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 無ければ、よろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地転用許可後の工事完了報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地転用許可後の工事完了報告について説明を致します。  
農地法第4条の規定により許可を行いました農地転用について、工事完了報告が提出されましたので報告をするものです。

内容は議案のとおりです。

議案資料3頁に完了報告書の写を付けておりますのでご参照をお願いします。

現地確認につきましては担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた細川委員より報告お願い致します。

【細川委員】 9月22日に現地確認いたしました。格納庫等の建築ということで、計画通り完成していることを確認いたしました。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありましたが、この件につきまして何かご質問等があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

(5) 報告第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

8月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借5件売買1件のあっせんが成立したほか、所有権の移転調整を1件行っております。

賃貸借1件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借2件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借3件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借4件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借 5 件目、内容は議案のとおりです。

続いて売買 1 件目です。内容は議案のとおりです。

続いて所有権移転調整ですが、こちらは任期替え後新たに出てきた案件ですので、先に法令等の説明をさせていただきます。別紙の「資料 議件説明用」の資料をご覧ください。

1. 報告第 5 号 あっせん結果報告 所有権移転調整です。

黒丸で旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 2 項「農業委員会は…農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため…農地中間管理機構が行う（農地売買等事業）の実施が必要であると認めるときは、…農地中間管理機構の同意を得て、（農地中間管理機構）を含めて当該調整を行うものとする。」との規定があります。

その下に「農地売買等事業」の説明を載せています。「農地中間管理機構（道内は公益財団法人北海道農業公社）が申出者から農用地を買い入れて一定期間保有し、経営規模の拡大を志向する農業者へ面的利用集積に配慮して売渡す事業」になります。

この事業の活用にあたっては※印、「農業振興地域の農用地区域内にある土地の場合は譲渡所得の特別控除（買入協議 1,500 万円）対象」ということで、出し手にメリットが出てきます。買入協議の説明は後ほど議案第 7 号で行います。

次のマルポツですが、「機構が買い入れた農用地は売渡しの相手方に 5 年以内の一時貸付を行い、貸付期間終了後に対価を一括徴収により売渡し」するものです。対価は分割払型もありますが、更別はこれまで一括徴収対応で取り扱っています。また、売渡しの相手の状況によっては一時貸付を 10 年間で行うことも可能となっております。

議案に戻りまして、本件は農用地を農地中間管理機構へ買い入れてもらうための調整をした結果となります。

内容は議案のとおりです。

**【議長】** それではただ今説明がありました。賃貸借の 1 件目から 4 件目までのあっせん委員長を務められました日光委員より報告お願い致します。

**【日光委員】** 8 月 22 日定例総会後に、あっせん委員会を私と磯委員、高橋委員、家常委員とで行いました。書類あっせんということで、特に問題なく無事に成立したことを報告します。

【議長】 次に賃貸借の5件目、売買、所有権移転調整について、委員長を務められました家常委員より報告お願い致します。

【家常委員】 9月4日ですけども、あっせん委員会を私と早坂委員、磯委員、本多委員で行いました。記載のとおり、あっせん及び調整を終えたことを報告致します。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件につきまして何かご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(6) 報告第6号 農用地の利用関係の調整について (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第6号、農用地の利用関係の調整について、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第6号、農用地の利用関係の調整、結果報告について説明致します。こちらは、あっせんの手法に依らずに、農用地を農地中間管理機構へ買い入れてもらうための調整をした結果となります。

内容は議案のとおりです。

なお、本件につきましては、通常は5年後に売渡を受けるところを、売渡予定者の希望により10年後に売渡を受けることとしております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、委員長を務められました家常委員より報告お願い致します。

【家常委員】 この件に関しましても、9月4日の日に利用調整委員会を行っております。私と早坂委員、磯委員、本多委員で行いまして、記載のとおり調整を行っているところでございます。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件につきまして何かご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(7) 議案第1号 現況証明願について

【議長】 続きまして、議案に入ります。議案第1号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、現況証明願について説明致します。  
今回4件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

1件目です。内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。4頁から5頁に願出地の図面を付けております。

議案に戻りまして、2件目です。内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。6頁に願出地の図面を付けております。

議案に戻りまして、3件目です。内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。7頁に願出地の図面を付けております。

議案に戻りまして、4件目です。内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。8頁に願出地の図面を付けております。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員を含む3名の委員をお願いしております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、まず1件目について、現地確認いただいた本多委員の方より報告お願い致します。

【本多委員】 9月22日に私と藤澤委員、家常委員と現地確認に行っていました。現地を確認したところ、現地は畑とは認められず、議案のとおり山林、原野、雑種地とすることが妥当だと考えます。

【議長】 次に、2件目について、現地確認いただいた磯委員の方より報告お願い致します。

【磯委員】 9月22日に日光委員、早坂委員とともに現地を見てまいりました。地目は畑となっているんですけど、現在は宅地として使われているので、変更することが妥当だと思いますので、よろしくお願ひします。

【議長】 次に、3件目について、現地確認いただいた井上委員の方より報告お願



い致します。

【井上委員】 9月22日に高橋委員、田中委員とともに現地を確認してきました。現地は畑と認められず、宅地に変更することが妥当と考えております。

【議長】 次に、4件目について、現地確認いただいた高橋委員の方より報告お願い致します。

【高橋委員】 9月22日、細川委員、井上委員とともに現地を確認してきました。現地は格納庫の敷地に活用されているなど、畑としては活用されていないことから、現況に合わせて宅地、雑種地に地目変更することが妥当と考えます。

【議長】 それでは、1件ずつ行きたいと思いますので、まず1件目について、何かご意見ご質問があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 無ければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。  
次に、2件目について、何かご意見ご質問があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 無ければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。  
次に、3件目について、何かご意見ご質問があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 無ければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。  
次に、4件目について、何かご意見ご質問があればお願い致します。  
(質疑等無)

【議長】 無ければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。

(8) 議案第2号 職権による地目変更登記の通知について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第2号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第2号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。  
公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に対し職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願うものです。

1件目、内容は議案のとおりです。  
議案資料をご覧ください。9頁に図面を付けております。

次に2件目、内容は議案のとおりです。  
議案資料をご覧ください。10頁に図面を付けております。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員をお願いしております。

【議長】 それでは、1件目について、現地確認いただいた本多委員の方より報告お願い致します。

【本多委員】 9月22日、現地確認をしまして、畑として利用されていることを確認しました。

【議長】 次に、2件目について、現地確認いただいた磯委員の方より報告お願い致します。

【磯委員】 9月22日に現地確認してまいりまして、公簿は地目原野となっていたんですけど、現状は畑として利用されていることを確認してまいりました。

【議長】 只今報告がありましたが、まず1件目につきまして、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。  
(質疑等無)

【議長】 無ければ、この件について、職権による地目変更登記を通知してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

【議長】 それでは、通知するものと致します。  
次に2件目につきまして、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。  
(質疑等無)

【議長】 無ければ、この件について、職権による地目変更登記を通知してもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議長】 それでは、通知するものと致します。

(9) 議案第3号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議長】 次、議案第3号 更別村農業振興地域整備計画の変更について説明をお願い致します。

【事務局長】 それでは議案第3号 更別村農業振興地域整備計画の変更について説明致します。

こちらは任期替え後新たに出てきた案件ですので、先に法令等の説明をさせていただきます。「資料 議件説明用」をご覧ください。「1. 議案第3号 更別村農業振興地域整備計画の変更」になります。

農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項で、「都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。」とされています。

その下、同じ法律の施行規則第3条の2です。「市町村が法第8条第1項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされており、更別村は既にこの計画を定めていますが、定めるときに農業委員会へ意見を聴いた上で定めております。

その下、同じ法律の施行規則第3条の2第2項になります。「前項の規定は、市町村が行う農業振興地域整備計画の変更について準用する。」ということで、計画を変更するときにも農業委員会の意見を聴くことになっています。

次です。第10条第3項、「市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。」とされています。この用途は、農用地や農業用施設用地などになります。

この後議案第4号で農地転用の許可申請案件が出て参りますが、農地転用するなど、計画上の用途区分と異なる土地の利用を行おうとする場合には、用途を然るべき区分に変える必要がありますので、本案件を提案するものです。

議案をご覧ください。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、更別村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められましたので、審議願うものであります。

1件目です。内容は議案のとおりです。

位置図については議案資料11頁に添付しておりますのでご参照願います。

12頁には配置求積図を添付しております。

なお、周囲の状況を確認していただくために、別紙で航空写真も配布しております。

議案に戻って2件目です。内容は議案のとおりです。

位置図については議案資料13頁に添付しておりますのでご参照願います。

こちらも、別紙で航空写真を配布しております。

以上2件につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

なお、1件目については、現況地目が宅地ということで、農地ではないため農地法の許可申請は不要となっております。

2件目については、この後議案第4号で農地法第5条の許可申請が出てまいります。

**【議長】** ただ今説明がありましたが、2件目については、議案第4号と関連があるので、第4号の説明が終わってから併せて審議することといたします。それでは1件目につきまして、何かご意見ご質問等があればお願い致します。  
(「ありません」の声)

**【議長】** なければ、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？  
(「はい」の声)

**【議長】** それでは、異議なしで回答するものと致します。

#### (10) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

**【議長】** それでは次へ進みます。議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願い致します。

**【事務局長】** 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について説明致します。転用のための権利の移転について、農地法第5条の規定に基づき許可し

てよろしいか審議願うものです。

なお、今回出された農地転用申請ですが、転用面積が 30 a、3 反を超えるため北海道農業会議への意見聴取対象案件となりますので、農業会議へ許可相当として意見聴取を行ってよろしいか、併せて農業会議の意見が許可相当であり、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときは、その時点で許可してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料 13 頁をご覧ください。議案第 3 号と同じになりますが、申請地の図面を付けております。

14 頁から 17 頁は許可申請書の写しになります。14 頁右下の表に工事期間と所要面積、15 頁左上に資金計画が記載されています。16 頁には理由の詳細が記載されています。

18 頁には配置図を付けております。併せて、別紙で航空写真を配布しておりますので、そちらもご覧いただければと思います。

また、19 頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。

左側の立地基準ですが、(1)の表で農用地域内農地の該当欄に○を付けております。農用地域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由及び、(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由に記載の内容により、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

先ほど説明したとおり、本件は北海道農業会議の意見聴取対象案件となりますので、本日は許可相当として農業会議に意見聴取とするかどうかと、農業会議から許可相当と意見が届き、村の農業振興地域整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、先ほどの議案第 3 号の農振計画変更の意見と併せて審議をお願い致します。

【議 長】 それでは、複雑ですので時間を取りますので、先ほどの資料のお目通しをお願いします。その後でご審議いただきたいと思います。  
(各委員資料確認)

【議 長】 いかがでしょうか？お目通しいただけたでしょうか？  
(「はい」の声)

【議 長】 それでは、この件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(「ありません」の声)

【議長】 なければ、まず議案第3号の更別村農業振興地域整備計画の変更について、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、異議なしで回答するものと致します。

次に、議案第4号の農地法第5条の規定による許可申請について、この内容で北海道農業会議へ許可相当として意見聴取を行ってもよろしいか、また、農業会議の意見が許可相当で、村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可してよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、許可相当として農業会議へ意見聴取することとし、農業会議の意見が許可相当の場合で、村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合は、許可するものと致します。

(11) 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等8件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の1件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借の2件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借の3件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借の4件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借の5件目、内容は議案のとおりです。

賃貸借の6件目、内容は議案のとおりです。

売買の1件目、内容は議案のとおりです。

売買の2件目、内容は議案のとおりです。

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議 長】 ただ今説明がありましたが、これも1件ずつ決定していきたいので、まず賃貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて賃貸借2件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて賃貸借3件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて賃貸借4件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて賃貸借 5 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて賃貸借 6 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

【議 長】 続いて売買 1 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

続いて売買 2 件目の件につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(12) 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画 (案) の意見について



【議長】 次、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について説明お願い致します。

【事務局】 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について説明致します。

別紙の議件説明用資料の裏面をご覧ください。

農地中間管理事業については、農地中間管理機構、北海道では北海道農業公社になりますが、公社が所有者から農地を借受け、借受者に対して農地を貸し付ける事業です。以前は農地の貸し主には経営転換協力金が交付されていたため、賃貸借による第三者への経営継承の際には、この事業を利用していましたが、現在は協力金の交付要件に該当しないため、この中間管理事業の新規の案件がない状況です。

3. 議案第6号とあり、一つ目の黒丸、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項「農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を行おうとするときは…農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。」とされています。

続いて二つ目の黒丸、同法第18条第11項「農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは…農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる。」とされています。

続いて三つ目の黒丸、同法第19条の第1項から第3項まで記載しています。

「第1項 農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。」

「第2項 農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し…農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。」

「第3項 市町村は、前2項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」ということで、これらの規定に基づき更別村から次の1案件に係る農用地利用集積等促進計画（案）についての意見を求められましたので、審議願うとともに、併せて農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。

内容は議案のとおりです。

なお、調整内容は、農業委員改選前の5月定例総会で報告しております。

以上の農用地利用集積等促進計画（案）に対し、2に記載のとおり、適正と認め、その旨を当農業委員会の意見として更別村へ提出してよろしいか、併せて農地中間管理機構に対して農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してよろしいか、審議をお願い致します。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等があればお願い致します。  
（意見等無）

【議長】 無ければ、更別村に対してこのとおり意見を付して、併せて農地中間管理機構に対して農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議長】 それでは、この形で進めていただきます。

(13) 議案第7号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第7号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第7号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明致します。

旧基盤強化法第15条第1項の規定に基づく所有権移転のあっせん申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、農地中間管理機構による買入が特に必要と認め、同法第16条第1項の規定により村長から申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請してよろしいか審議をお願い致します。

要請内容は次の頁のとおりです。

なお、調整内容は、報告第5号で報告したとおりです。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等があればお願い致します。  
（質疑等無）

【議長】 なければ、このとおり要請することとしてよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは要請するものいたします。

(14) 議案第 8 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議 長】 それでは次へ進みます。議案第 8 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 8 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。

賃貸借 1 件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 20 頁に申出地の図面を付けております。

なお、本件は従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議 長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借 1 件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせんをするものと致します。併せて、従前と変わりがないので書類あっせんという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。  
田中委員、瀬田川委員、細川委員、藤澤委員。よろしくお願い致します。  
あっせん委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？  
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、よろしくお願い致します。

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 農地パトロール結果の確認について

【議 長】 それではその他の方へ移らせていただきます。まず1番目、農地パトロー

ル結果の確認について説明お願い致します。

※来月か再来月に向けて所有者と調整中。

(2) 令和5年 第10回農業委員会定例総会について

※第10回定例総会は、10月24日（火）13時30分に決定する。

## 7. 閉会挨拶

【会 長】 それでは、第9回の定例総会をこれで終わりたいと思いますが、皆さん本  
当に慎重審議ありがとうございました。